

## 初期の教科書検定制度と数学教科書

佐賀大学教育学部 国次太郎

### §0. はじめに

現在、日本の初等・中等学校(小学校(6才~12), 中学校(13才~15才), 高等学校(16才~18))で使用されている数学(小学校では算数と呼ばれる)の教科書は文部省の検定を受けたものでなければならない。

現在のこの検定制度は、1905年から行われた育における大改革の一環として採用されたもの

それ以前は国定制度すなわち文部省著作の教書のみを使用する制度であった。

この国定制度も、実はその前の検定制度から移ったのであって、それは小学校については1905年、旧制中学校等については1905年であった。したがって、1948年から実施された検定制度まったく未経験の制度に移行したわけではなかったのである。

以下において、初期の教科書検定がどのようにに、変遷し、当時の数学の教科書にどのようににされたかを明らかにしたい。

問題は、小学校を中心に、国定制度に変わる5年までとする。

### §1. 個別調査の時代(1872~1880)

制(1872年)においては、公立学校を設立するときは、督学局(文部省)の認可が必要であるよ定められていた。この認可を求めるときの書は、学校の名称、所在地等のほか、「教則」もれ、「教則」の記載方法は次のように定められた。

・教則 教科ノ等級並課業即千何カ月間何々ニテ一日何時ツ、授クル等ノ類略ホ小学教則裁ニ倣フヘシ

この時代には、教科書の採用について表面にはっきり現われた形での規定はないが、このように、教科書は「教則」の主要な構成要素と考えられていたこと、したがって、教科書の採用は文部省の認可を必要としたことがわかる。

この時代は学校制度が発足したばかりでもあり、学校の設立など、教科書の適否以前の根本的な問題が中心であったと想像できる。実際、教科書について、文部省で採用を拒否した事例は他教科にも知られていない。

小学校用算術教科書としては「小学教則」に例示された塚本明毅『筆算訓蒙』(1867)と吉田庸徳『洋算早学』(1872)のほかに、東京師範学校『加算九九図』、『乗算九九図』の他数種が別に例示されていた。

### §2. 「調査済教科書表」の時代(1880~1885)

1880年、“政界の風雲急迫を告げた時”，まさに政治的理由から文部省に教科書取調べのための係が設置され、「教則」中に記載された教科書の調査結果が公表されはじめた。調査結果は以後「調査済小学校教科書表」(第1号~第25号(1885))等に教科書を、

- 小学校教科書ニ採用シテ苦シカラサル分
- 小学校口授ノ用書ニ限り採用シテ苦シカラサル分
- 小学校教科書并ニ口授ノ用書ニ採用スヘカラサル分

の3種に分類し、「誤謬等不尠ニ付教授ノ際注意スヘシ」といった注をつけて公表された。

1880年12月に、教科書は「教則」から分離され、教科書は「教則」の認可を求めるとき、報告(開申)すればよいことになった。そして、教科書

を採用する際の注意事項（①国安を妨害し，②風俗を紊亂し，③教育上弊害ある，ような書籍は採用しないこと）を通達した。この達の中の「追ツテ示達スル儀可有文候得共」という部分からも想像できるが，たとえば検定のような，教科書を前もってすべて調査してしまう制度が予定されていたようである。しかし，1883年にまた教科書の採用には文部省の認可を必要とするようにもどされたとき，この予定は断念されたと思われる。

「調査済小学校教科書表」に記載された数学の教科書は，師範学校『小学算術書』のほか約50種に達する。その中で遠藤利貞『小学幾何学』は1883年に「誤謬等不勘…」と注がついていたが，翌年の『小学幾何学校正』にはこの注はない。この点から見れば検定は一部分実施されていたともいえよう。

### §3. 教科書検定制度 第1期(1886～1890)

森有礼初代文部大臣の下で，伊沢修二編輯局長の「良教科書を安価に文部省から供給する」政策が展開されようとした。教科書の検定も，文部省の教科書が出そろうまでの「目下の急に應ぜんが爲めに5年間に限つてのものであった。これに対しては文部省内外に反対が強かったらしく，検定の役割は，1886年末の「教科用図書検定要旨」で大幅に修正され，この修正は翌1887年の「教科用図書検定規則」で確立した。この修正は，「教科用上ノ優劣」の判定が検定の中心であったのを，以前からの，① 国法，② 風教，③ 事実，にもどすことであった。その後森は暗殺され，文部省の印刷機等は払下げられ，公的立場から，教科書の書き直しを要求する検定制度だけが残った。

この時期から後の検定調査に用いられ，修正意見が書き込まれた教科書は，東書文庫，国立教育研究所附属図書館などに，大部分が保存されていて，古い教科書として利用されている。文部省の書類は関東大震災で焼失したといわれているが，これからの残された教科書と，それに付けられた意見から，当時の検定の実態をある程度再現し，推測することができる。

(1) 完成本をもって出願し，修正指示を受けて

訂正したときは「修正再版」等と版を改めていこれは以後も同様である。

(2) 数学の検定担当者は数人あるが，大部分東京師範学校の卒業生であり，1人を残して全1891年までに文部省から転出した。

(3) 風教上の意見は，文章題の場面の，乞酒，将棊などにつけられていた。また，誤字，計上の数値のまちがいがい，などはよく指摘されてよく修正されている。

(4) 「教科用上ノ優劣」に関すると思われる問題の配列，文字文章の難しさについての意見があったが修正されていない。

(5) これも「教科用上ノ優劣」に入ると思われるが，「尋常小学校ノ範囲外削除スヘシ」とい見はいくつかあり，指示通り削除されている。

(6) 残っている意見通りに全部修正されたのではない。修正指示のとき何らかの理由で伝えなかったか，修正されなくてもそのまま検可とされたか，であろう。

(7) 検定不認可となったものが1種あった理由は「教科用上ノ優劣」に関すると思われる

### §4. 教科書検定制度 第2期(1891～1896)

改革・強化の時期であった。はじめの2は，検定事務は停滞していた。一方で小学修の教科書を中心に教科書検定について改革が続きに行われた。まず，教科書が教則に添い用に適するものであることを認可することと検定の役割を教育の枠内で明確にした。小学校の教科書は生徒用と教師用に分ける。検定出願教科書は全巻揃ったものに限ることを定めた。検定調査を担当する図書審査官のも定めた。

(1) 数学の検定担当者は，図書課兼勤の三隆(高等師範学校教授)と三守守(東京工業大学教授)の2人に，小川銀太郎(文部属)の3人であった。

(2) 大量の未処理分を整理するためか，訂正のまま検定認可したものもあるが，不認可だった理由に，小学校生徒用は教則にしたが1学年，第2学年用には，文字，文章を平

あるとした意見と、普通の方法でない筆算の多用するなど、個人的意見を強く主張するものは教科書としては不相当であるという意見があり、注目される。

3) 「事実の誤」はよく注意され、よく修正されている。

4) 中学校について、幾何の教科書で、論理上の誤、不明瞭な定義、不十分な証明が多いこと理由に不認可となったものがあった。このような論理上の厳格さは次の時期でも引き続き重視される。

### §5. 教科書検定制度 第3期(1898~1905)

この時期の小学校の教科書は、文字の大きさなど標準が定められたこと、児童用、教員用、教科書の区別と関連をつけるよう求めたことなどの影響が大きく、見易いものになっている。

また、採択のための出版社の競争が激化し、その弊を防ぐための「検定規則」の改正もくり返されたが、1902年の教科書事件を契機に、国定に移行した。

中学校については、教科の内容をもう少し細かに統一しようという動きは1895年にもあったが、8年の『尋常中学校教科細目調査委員報告』(数については、菊池大麓、寺尾寿、藤沢利喜太、生駒万治が委員であった)の影響が大きく、2年に「教授要目」が出される前から「報告」を考慮した教科書が多数検定出願された。

1) この時期の検定担当者は、川上瀧男(文部、中村兎茂吉(当時は嘱託か?、1940年頃までを担当した)、飯島正之助(第一高等学校教授、第1期国定教科書の編纂委員長)数藤斧三郎(第一高等学校教授)、保田棟太(第一高等学校教授)が中心であった。

2) 小学校算術教科書については不認可が多。問題場面の選択の片寄りなども指摘され、「文芸雑」、「文意通ベヌ処多シ」という総括的理由が記入されているものはいくつかある。修正意見も、正確な表現を求めるもののほか、教育上の厳格を求めるものも多い。

3) この時期には、尋常小学校第1学年児童用

で検定認可となったものはない。残っている教科書には、第一学年用だけ不認可になったものと訂正の段階で第1学年用だけを削除したものがある。

(4) 中学校等については、正確な表現を求める意見が多い。訳語を「通例」のものに改めるよう要求する意見もあった。

(5) 中学校等については、内容の範囲についての意見はゆるやかであった。一時、高等女学校用幾何から立体幾何を削除させる厳しい意見がつけられ、菊池大麓『幾何学初歩教科書』(1904)は高等女学校用としての検定をあきらめていた。当時立体幾何の取り扱いについて論争があったためであろう。

(6) 高等女学校用は、初期に「文章粗雑」等で不認可になったものが多かった。教授要目では「実験観察ノ方法」を重用し、「厳格ナル論理」を軽視するよう注意しているが、この点について、著者と検定担当者間に解釈の相違があったようである。

### §6. おわりに

概観した期間中に、数学の教科書はめざましく進歩し、画一化された。検定制度もこの進歩と画一化に有効であったと思われる。しかし、中学校用には出現していた横書きは、小学校用には国定になるまで実現しないことや「通例ノ算法」の指導が強調されていることなどが注目される。検定制度の下では、教科書について一般的でない試みをすることはむづかしいという特徴が、すでにこの頃から現われている。現在のように教科書のイメージが確立している時代には大きな警告となるように思う。

### 年表

1872年8月 学制(1873年4月学制追加)

第177章 官立中、小学校ノ設立スルコトヲ願フ者ハ左ノ文例ヲ以テ地方官ヨリ其大学区督学局ヘ伺出同局ニテ検査ノ上聞届ケ之ヲ本省ニ開申スヘシ

9月 小学教則(筆算、珠算を後に追加)

- 洋法算術(1週 6字即 1日 1字)筆算訓蒙洋算早学等ヲ以テ……
- 1879年 9月 教育令  
第22条 公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ
- 1880年 6月 文部省地方学務局に取調掛を 設置 (調査開始は 5月)  
8月 調査結果を府県に通知  
以後 1885年 2月まで「調査済小学校教科書表」等として継続  
12月 教科書は「教則伺出ノ都度開申」(達19号) することに改正  
12月 教科書採用の際の注意事項を府県に 通達  
学校教科書ノ儀ニ付テハ追テ示達スル儀可有之候得共国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍ハ採用セサル様予テ注意可致此旨為心得相達候事(達21号)
- 1881年 5月 小学校教則綱領(筆算、珠算)
- 1883年 7月 教科書を「撰用シ又ハ変更セントストキハ左ノ表式ニ拠リ取調ヘ可伺出」(達14号) ことに改正
- 1886年 4月 小学校令, 中学校令, 師範学校令等  
第13条 小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ  
5月 教科用図書検定条例, 小学校ノ学科及程度(珠算, 筆算を後に追加), 尋常師範学校ノ学科及程度  
6月 尋常中学校ノ学科及程度  
12月 教科用図書検定要旨(文部省報告として官報に掲載)  
文部省ニ於テ教科用図書ヲ検定スルノ要旨ハ該図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルニ止リ即国体法令ヲ輕侮スルノ意ヲ起サンムヘキ恐アル書又ハ風教ヲ敗ルヘキ憂アル書若クハ事実ノ誤アル書等ハ採択セサルモノトシ其ノ教科用上ノ優劣如何ハ問ハサルコトトナセリ
- 1887年 5月 教科用図書検定規則(検定条例は廃止)
- 第1条 教科用図書ノ検定ハ止タ図書用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルヲ旨教科用上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス
- 1890年 2月 文部省は教科書出版業務をフ  
図書会社に譲渡  
6月 編輯局廃止  
10月 小学校令改正
- 1891年 11月 小学校教則大綱(筆算, 珠算)
- 1892年 3月 検定規則改正  
第1条 教科用図書ノ検定ハ師範学校校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科スルコトヲ認定スルモノトス  
7月 教科用図書検定ニ関スル調査規則  
9月 「小学校ノ教科用図書ハ生徒用教二種トス」等と告示  
11月 教科書検定の秘密漏洩事件
- 1893年 8月 検定済修身科教科書40部を各教科用教科書も続けて公示
- 1896年 2月 貴族院小学校修身科教科書(編纂を建議)
- 1897年 10月 師範教育令, 図書審査官設置
- 1898年 6月 尋常中学校教科細目調査報告  
10月 師範学校尋常中学校高等女学校教科用図書ノ検定ハ自今其図書組織程度分量性質誤謬ノ多少等ニツキ大体ノ調査ヲ止ムルモノトス(告示第59号)  
10月 近視眼予防上検定出願図書ノ文ニ関スル標準(告示第61号)
- 1899年 2月 中学校令, 高等女学校令, 学校ノ学科及其程度ニ関スル規則  
11月 「検定願」, 「検定追願」, 「修正願」ノ區別等(検定規則改正)
- 1900年 8月 小学校令改正, 小学校令施行規則(使用する漢字を制限等)  
8月 小学校教科用図書は児童用, 教員用, の區別をし, 相互に関連をつげ告示
- 1901年 3月 中学校令施行規則, 高等女学校令施行規則
- 1902年 2月 中学校教授要目

月 教科書事件  
3月 高等女学校教授要目  
月 修身, 日本歴史, 地理, 国語読本, 国  
語, 国語書き方, 算術の教科書を国定化(小

学校令改正, 小学校令施行規則改正)  
1905年 4月 尋常小学算術書(教師用), 高等小  
学算術書(児童用、教師用)

## ABSTRACT

### The Early Textbook Authorization System and the Textbooks of Mathematics

Taro Kunitsugu

*Faculty of Education, Saga University, Japan*

present, Japanese textbooks of mathematics for elementary and secondary schools are authorized by the Ministry of Education. In former days, this system was also in effect for elementary schools until 1905 and for secondary schools until 1944.

In this article we discuss the start and the change of this system until 1905 and its influences on the textbooks of mathematics.

The main interest of the system was originally to prevent the textbooks from having the expressions which have the fear of breaking laws, disturbing the public morals or mistaking real facts. The interest changed to assure that the textbooks might comply with the national standards of teaching syllabuses. And the standards such as the ones of the sizes of figures in the textbooks were made public one after another.

The comments attached to the textbooks which applied for the authorization often pointed out the use of unsuitable concrete numbers. The comments were often concerned with the difficulty of words or sentences for elementary schools and with the incorrectness of mathematical contents for secondary schools.

We conclude that the system encouraged the rapid modernization and regularization of Japanese textbooks during this period. We may note that there was a tendency not to adopt an extremely radical trial into the textbooks.

## 初期의 教科書檢定制度和 數學教科書

佐賀大學教育學部 國次太郎

### §0. 序論

現在, 日本의 初等·中等學校(小學校(6歲~12歲), 中學校(13歲~15歲), 高等學校(16歲~18歲))에서 使用되고 있는 數學(小學校에서는 算數라고 부르고 있다) 教科書는 文部省의 檢定을 받은 것이어야 한다.

現在 이 檢定制度는 1946年부터 시행된 教育에서의 大改革의 一環으로 採用된 것으로서, 그 以前은 國定制度 卽, 文部省著作의 教科書만을 使用하는 制度이었다.

이 國定制度는 實은 그 以前의 檢定制度에서 移行된 것으로서, 그것은 小學校에 대해서는 1905年, 舊制 中學校 等に 대해서는 1944年이었다.

따라서, 1948年부터 實施된 檢定制度도 전혀 未經驗의 制度로 移行한 것은 아닌 셈이었다.

以下에서 初期의 教科書檢定이 어떻게 成立, 變遷하고 當時의 數學教科書에 어떠한 影響을 준 것인가도 밝히고 싶다. 話題는 小學校를 中心으로 하고, 國定制度로 바뀌는 1905년까지로 한다.

### §1. 個別調査의 時代(1872~1880)

學制(1872年)에 있어서는 公立學校를 設立할 때는 督學局(文部省)의 認可가 必要하도록 定해져 있었다. 이 認可를 구하기 위한 書類에는 學校의 名稱, 所在地 等 以外에 '敎則'도 包含되고 '敎則'의 記載方法은 다음과 같이 定해져 있었다.

一. 敎則 敎科의 等級과 課業 卽, 몇 달 사이에 어떤 책으로 하루 몇 時間씩 가르치는 등을 小學校則의 體裁에 따라야 한다.

이 時代에는 教科書의 採用에 대해서 表分明히 나타난 모양의 規定은 없으나, 이의 教科書는 '敎則'의 主要한 構成要素로 되어 있었던 것, 따라서 教科書의 採用은 省의 認可를 必要로 하고 있었다는 것을 알 수 있다.

이 時代는 學校制度가 發足한 시초이며, 의 設立 等, 教科書의 適否 以前의 根本의 中心이었다고 想像된다. 實際, 教科書에 대해서, 文部省에서 採用을 拒否한 事例를 他에서도 알려져 있지 않다.

小學校用算術教科書로서는 '小學校則'에 된 塚本明毅『筆算訓蒙』(1869)과 吉田庸德『算早學』(1872) 以外에 東京師範學校『加算圖』, 『乘算九九圖』 以外에 數種이 따로 있어 있었다.

### §2. '調査濟教科書表'의 時代(1880~

1880年 '政界의 風雲急迫함을 告한 때' 政治的 理由에서 文部省에 教科書를 取調한 係가 設置되고 '敎則' 속에 記載된 敎科 調査結果가 公表되기 시작하였다. 調査結果後 '調査濟小學校教科書表' (第1號~第(1885)) 等に 教科書를

- 小學校教科書에 採用하여 나쁘지 않는
- 小學校口授의 用書에 限해서 採用하여 지 않는 것
- 小學校教科書 및 口授의 用書에 採用 없는 것

의 3種으로 分類하고 '誤謬等이 不勘하할 時 注意할 것'과 같은 注를 달아서 公다.

1880年 12月에 教科書는 '敎則'에서

고, 教科書는 ‘敎則’의 認可를 구할 때, 報告하던 되게 되었다. 그리고 教科書를 採用하는 경우의 注意事項(① 國安을 妨害하고 ② 風俗을 紊亂하며 ③ 教育上 弊害 있는 것과 같은 書籍은 採用하지 말 것)을 通達했다. 이 通達 속에 ‘次後에 示達하는 儀可有之候得共’이라는 部分에서도 想像되지 않는 이를테면, 檢定과 같은 教科書를 기리 모두 調査하려는 制度가 豫定되어 있었던 것 같다. 그러나 1883년에 또 教科書의 採用에 是 文部省의 認可를 必要로 하게 再次되었을 때, 이 豫定을 斷念하게 된 것으로 생각된다.

‘調査濟小學校教科書表’에 記載되어 있는 數學의 教科書는 師範學校『小學算術書』以外에 約 50種에 達한다. 그 중에서 遠藤利貞『小學幾何學』은 1883년에 ‘誤謬等不勘…’라는 注가 달려 있었는데, 翌年の『小學幾何學校正』에는 이 注가 없다. 이 點에서 보면 檢定은 一部分實施되고 있었다고 할 수 있을 것이다.

### § 3. 教科書檢定制度 第 1 期(1886~1890)

森有禮初代文部大臣 아래에서 伊沢修 編輯局長의 ‘良教科書를 安價로 文部省에서 供給한다’라는 政策이 展開되려고 했다. 教科書의 檢定도, 文部省의 教科書가 다 나올 때까지의 ‘目前的 急한 불을 끄기 위한 것’으로 5年間의 時限付인 것이었다. 이것에 對해서는 文部省 内外에 反對하는 소리가 強했는지, 檢定の 役割은 1886年末의 ‘教科用圖書檢定要旨’에서 大幅으로 修正되고, 이 修正은 翌 1887年의 ‘教科用圖書檢定規則’에서 確立했다. 이 修正은 ‘教科用上의 優劣’의 判定이 檢定の 中心이었던 것을 以前부터의 ① 國法 ② 風教 ③ 事實로 돌리는 것이었다. 그 後 森는 暗殺되고, 文部省의 印刷機 等은 拂下가 되고, 公的 立場에서, 教科書의 改書를 要求하는 檢定制度만이 남았다.

이 時期 以後의 檢定調査에 使用되고, 修正意見이 들어 있는 教科書는, 東書文庫, 國立教育研究所附屬圖書館 等に 大部分이 保存되어 있고, 옛날 教科書로서 利用되고 있다. 文部省의 書類는 關東大震災에서 燒失되었다고 하는데, 이들 남아 있는 教科書와 그것에 添付되어 있는 意見

에서, 當時의 檢定の 實態를 어느 程度 再現해서 推測할 수가 있다.

(1) 完成本를 가지고 出願하고, 修正指示를 받고 訂正했을 때는 ‘修正再版’ 등과 같이 版를 바꾸고 있다. 이것은 以後도 마찬가지이다.

(2) 數學의 檢定擔當者는 몇 名 있는데 大部分 東京師範學校의 卒業生이고, 한 사람을 除外하고는 全員 1891年까지 文部省에서 轉出되어 나갔다.

(3) 風教上の 意見은 文章題의 경우는 乞食, 酒, 將碁 等に 관한 것이었다. 또 誤字, 統計上の 數値의 착오 等은 잘 指摘되고 修正되어 있다.

(4) ‘教科用上의 優劣’에 關한다고 생각되는 問題의 配列, 文字, 文章의 어려움에 대한 意見이 있었으나 修正되어 있지 않았다.

(5) 이것도 ‘教科用上의 優劣’에 들어간다고 생각되는데, ‘尋常小學校의 範圍外 削除할 것’이라는 意見이 몇 가지 있고, 指示대로 削除되어 있다.

(6) 남아 있는 意見대로 全部修正된 것은 아니다. 修正指示를 할 때 어떤 理由로서 傳達이 안 되었거나, 修正되지 않고 檢定認可가 된 것일 것이다.

(7) 檢定不認可가 된 것이 1種 있었는데, 理由는 ‘教科用上의 優劣’에 關한 것으로 생각된다.

### § 4. 教科書檢定制度 第 2 期(1891~1898)

改革・強化의 時期이었다. 처음의 2年間은 檢定事務가 停滯하고 있었다. 한 쪽에서 小學修身科의 教科書를 中心으로 하여 教科書檢定에 대한 改革이 차례로 실시되었다. 먼저 教科書가 敎則에 따르고 教科用に 適合한 것인가를 認定하는 것이 檢定の 役割임을 教育의 테두리 속에서 明確히 하였다. 그리고 小學校의 教科書는 生徒用과 教師用으로 나눌 것, 檢定出願教科書는 全卷이 모두 있는 것에 限한다 等を 定했다. 檢定調査를 擔當하는 圖書審査官의 制度도 定했다.

(1) 數學의 檢定擔當者는 圖書課兼勤의 千本福隆(高等師範學校敎授)와 三守守(東京工業大學

教授)의 2 사람과 小川銀太郎(文部屬)의 3 사람이 中心이었다.

(2) 大量的의 未處理分을 整理하기 위해서인지 意見없이 檢定認可한 것도 있는데, 不認可가 된 理由에 小學校生使用은 敎則에 따라서 第1學年, 第2學年에는 文字, 文章을 平易하게 해야 한다는 意見과 普通의 方法이 아닌 筆算의 方法을 多用하는 等 個人的 意見을 強하게 主張하는 것과 같은 책은 敎科書로서 不適當하다는 意見이 있고 注目된다.

(3) '事實의 誤謬'는 잘 注意되어 있고, 잘 修正되어 있다.

(4) 中學校에 대해서, 幾何의 敎科書에서 論理上의 錯誤, 不明瞭한 定義, 不充分한 證明이 많은 것을 理由로 해서 不認可된 것도 있었다. 이와 같은 論理上의 嚴格함은 다음 時期에도 계속 重視되었다.

### § 5. 敎科書檢定制度 第3期(1898~1905)

이 時期의 小學校의 敎科書는 文字의 크기 等의 標準이 定해진 일, 兒童用, 敎員用, 敎授用의 區別과 關聯을 짓도록 요구한 것 等의 影響이 커서 알기 쉬운 것이 되어 있다.

또, 採擇을 위한 出版社의 競爭이 激化하고 그 弊害를 방지하기 위하여 '檢定規則'의 改正도 반복되었는데 1902年의 敎科書事件을 契機로 國定制度로 移行했다.

中學校에 대해서는 敎科의 內容을 좀더 자세하게 統一하려는 움직임은 1895年에도 있었는데, 1898年의 『尋常中學校敎科細目調査委員報告』(數學에 대해서는 菊池大麓, 寺尾壽, 藤沢利喜太郎, 生駒萬治가 委員이었다)의 影響이 크고, 1902年에 '敎授要目'이 나오기 前부터 '報告'를 考慮한 敎科書가 多數檢定出願되었다.

(1) 이 時期의 檢定擔當者는 川上瀧男(文部屬) 中村兎茂吉(當時는 囑託?, 1940年頃까지 檢定을 擔當했다.), 飯島正之助(第一高等學校敎授, 後에 第1期國定敎科書의 編纂委員長) 數藤斧三郎(第一高等學校敎授), 保田棟太(第一高等學校敎授)가 中心이었다.

(2) 小學校算術敎科書에 대해서는 不認可가 많

다. 問題場面の 選擇의 편중 等이 指摘되고, 章粗雜', '文意가 不通하는 것이 많음'과 總括的 理由가 記入되어 있는 것이 몇 개 있 修正意見에도 正確한 表現을 要求하는 以外에 育上의 配慮를 求한 것이 많다.

(3) 이 時期에는 尋常小學校第1學年兒童로 檢定認可가 된 것이었다. 남아 있는 敎에는 第1學年用만이 不認可가 된 것과 訂段階에서 第1學年用만을 削除한 것이 있다.

(4) 中學校等에 대해서는 正確한 表現을 는 意見이 많다. 譯語를 '通例'의 것으로 는 것을 要求한 意見도 있었다.

(5) 中學校等에 대해서는 內容의 範圍에 意見은 부드러웠다. 한 때 高等女學校用 幾何 立體幾何를 削除하는 엄한 意見이 나와서 池大麓『幾何學初歩敎科書』(1904)는 高等女用으로서의 檢定은 斷念하고 있었다. 當時 幾何의 取扱에 대한 論爭이 있었기 때문일 이다.

(6) 高等女學校用은 初期에는 '文章粗雜'로 不認可가 된 것이 많았다. 敎授要目에 '實驗觀察의 方法'을 重視하고, '嚴格한 評語를 輕視하도록 注意하고 있으나, 이 點에서 著者와 檢定擔當者 사이에 解釋의 差異가 있던 것 같다.

### § 6. 끝으로

概觀한 期間中에 數學의 敎科書는 눈부시게 步하고 劃一化되었다. 檢定制度도 이 進歩의 一化에 有効하였다고 생각된다. 그러나 中用에는 나와 있었던 가로쓰기가 小學校用에 國定이 될 때까지 實現되지 못한 일이나 '의 算法'의 指導가 強調되어 있는 것 等이 된다. 檢定制度下에서는 敎科書에 대해서 的이 아닌 試圖를 하는 것이 어렵다는 特徵이 그 當時부터 나타나 있다. 現在와 같이 書의 image가 確立되어 있는 時代에는 큰 功이 되는 것으로 생각된다.

年 表(省略)

(朴漢植 譯)